



事務連絡  
令和7年5月16日

各都道府県・指定都市  
食品ロス削減担当 殿

消費者庁消費者教育推進課  
食品ロス削減推進室長

「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に関する説明会について

令和7年4月16日付けで「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について（通知）」を、消費者庁長官名で、各都道府県知事及び指定都市長宛てに発出したところです。当該通知にも記載のとおり、地方公共団体においては、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を踏まえて、食品ロス削減推進計画の策定または廃棄物処理計画等の既存の計画（以下「計画」という。）に盛り込むこととしております。

47都道府県及びほとんどの指定都市におかれては、既に計画を策定していただいているところ、上記通知に記載のとおり、今回の変更点を踏まえた計画の変更、市区町村を含め未策定の自治体においては策定の準備をいただきたく、消費者庁及び関係省庁から、基本方針の変更点の説明を行いたいと考えます。

つきましては、「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に関する説明会を、以下のとおり開催しますので、ご参加いただきますようお願い申し上げます。

また、各都道府県におかれては、管轄の市区町村へもご案内いただきますよう重ねてお願いいたします。

【「第2次食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に関する説明会】

1) 開催日時： 以下の3日間のうち、いずれかの日程でご参加ください。（3日間とも同じ内容です。）

令和7年6月25日（水） 10:00～12:00

6月26日（木） 14:30～16:30

6月27日（金） 13:30～15:30

2) 参加対象： 各地方公共団体 食品ロス削減担当者

都道府県・指定都市におかれては、参加必須でお願い存じます。

市区町村におかれても、可能な限りご参加いただきますようお願いいたします。

3) 開催方法： オンライン（zoom）500アカウント以内/日

以下URLの申込フォームから参加申込みをお願いします。なお、URLからの申込みが難しい場合は、以下に記載の【本件連絡先】までお問合せください。【6月10日（火）締切】

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/lg/>

3) 説明者： 消費者庁、農林水産省、環境省、事例紹介発表の自治体

4) 説明内容： ・基本方針の変更点について

・地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアルについて

・自治体における計画策定の優良事例（長野県松本市）

・質疑

※時間割は2枚目をご参照ください。

【別添】食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について（通知）（令和7年4月16日発出）

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/information/food\\_loss/promote#05](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/food_loss/promote#05)

<時間割>

時間割（分）	説明内容	注釈
0:00～0:05 (5)	開催挨拶、説明資料の確認	
0:05～1:00 (55)	・法律及び基本方針の変更点について ※各種ガイドライン等の説明を含む ・食品ロス削減推進計画の策定について ・国の施策（具体の取組状況）について	◎
1:00～1:20 (20)	地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアルについて	◎
1:20～1:40 (20)	自治体における計画策定の優良事例	◎
1:40～1:55 (15)	質疑応答 ※時間切れの場合はメール等で対応	
1:55～2:00 (05)	閉会	

◎6月26日（木）、27日（金）は、一部録画配信

【本件連絡先】

消費者庁消費者教育推進課食品ロス削減推進室

橋本、山端

電話：03-3507-9244(直通)

メールアドレス：no-foodloss@caa.go.jp